



金 沢 市 公 報

号外第 10 号

令和2年(2020年)6月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民協働推進課)	1	○金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (保育幼稚園課) 8
○金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 (税 務 課)	1	○高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 (健康政策課) 9
○金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例 (")	7	○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業総務課) 10
○金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (子育て支援課)	8	○金沢市水洗便所改造資金融資条例の一部を改正する条例 (") 10

条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第44号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「金石海禅寺町」の次に「、金石下寺町、金石上浜町、金石浜町、金石松前町、金石御船町」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第2条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「金石海禅寺町」を「金石海禅寺町 金石下寺町 金石上浜町 金石浜町 金石松前町 金石御船町」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第45号

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(金沢市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第39条第5項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第43条の4の見出し中「変電又は送電施設等に対する」を削る。

第43条の5の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第43条の6中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第43条の8の次に次の1条を加える。

(現所有者がすべき申告)

第43条の9 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第58条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第58条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が第43条の9の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第76条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第76条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第78条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第80条第1項又は第2項の規定による申告書に前項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第80条第1項中「第78条第2項」を「第78条第3項」に改める。

第108条第6項中「第39条第4項」を「第39条第5項」に改める。

第118条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第7条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第9条中「の規定」を「、第61条又は第62条の規定」に、「第15条の3の2まで」を「第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第9条の2に次の1項を加える。

11 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第10条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成31年度類似適用土地」を「令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第16条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に改める。

附則第17条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に改める。

附則第19条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「第34項」を「第33項」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第19条の3の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第51条 第8条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、準用する。

第2条 金沢市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第30条の2中「第12項まで」を「第11項まで」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項及び第12項」を「第6項及び第11項」に改める。

第32条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

附則第4条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第9条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第9条の2第11項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第19条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則第20条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第52条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして第30条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第53条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 金沢市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第12条中「においては」を「には」に改め、同条第3号中「によって」を「により」に改め、同条第4号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第5号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第13条中「及び第4項」を削る。

第18条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第29条第1項の表の第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第29条第1項の表の第1号」を「同号」に、「第35条の7第7項から第9項まで」を「第35条の7第6項から第13項ま

で」に改める。

第29条第1項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第35条の7第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第7項、第8項及び第10項」を「第6項、第7項及び第9項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第4項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項」を「第6項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項前段」を「第9項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第10項後段」を「第9項後段」に、「第12項」を「第11項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第13項とする。

第35条の8第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第37条第4項から第6項までを削る。

第76条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第4条の2第2項中「及び第4項」を削る。

(金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、金沢市税賦課徴収条例第19条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第76条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第2条並びに附則第3条及び第4条の規定 令和3年1月1日

(3) 第3条中金沢市税賦課徴収条例第76条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和4年4月1日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第39条第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第39条第3項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第43条の9の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(延滞金に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例(以下「3年条例」という。)附則第4条の2の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第4条 3年条例第19条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第30条の2及び第32条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る3年条例第32条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)

第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第18条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）とする。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（準備行為）

第8条 3年条例附則第52条の規定により市長が行う行事の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日においても行うことができる。

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第46号

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第47号

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第48号

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「家庭的保育事業者等による」を「次の各号のいずれかに該当するときは、」に改め、「に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第7条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第49号

高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

高齢者等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号アを次のように改める。

ア 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の所持者で、当該手帳に記載されている級別が1級、2級若しくは3級のもの又は当該手帳に記載されている障害が市長が別に定める身体上の障害でその級別が4級のもの

第2条第1項第1号に次のように加える。

ウ 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。）の所持者で、当該手帳に記載されている障害等級が1級のもの

第2条第1項第2号イを次のように改める。

イ 前号イに掲げる者

第2条第1項第2号に次のように加える。

ウ 前号ウに掲げる者

第2条第1項第3号中「次」を「第1号アからウまで」に改め、同号ア及びイを削る。

第2条の2第2項中「前条第1項第2号に掲げる者に限る。）又は資格証の交付を受けた者」を「以下「受給者証所持者」という。）又は資格証の交付を受けた者（以下「資格証所持者」という。）」に、「、資格証の交付を受けた者」を「、資格証所持者」に改める。

第3条第1項第2号中「第2条第1項第3号イに掲げる者」を「第2条第1項第3号に掲げる者（同項第1号イに該当する者に限る。）」に改める。

第4条第2項中「（資格証の交付を受けた者に限る。）」を削り、「により」の次に「受給者証又は」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 受給者証所持者に対する医療費の助成は、指定療養機関等に支払うことにより行う。ただし、受給者証所持者が国民健康保険法、社会保険法その他の法令の規定により負担すべき額を支払った場合又は指定療養機関等以外で保険診療を受けた場合は、当該受給者証所持者に支払うことにより行う。

2 資格証所持者に対する医療費の助成は、当該資格証所持者に支払うことにより行う。ただし、資格証を提示して当該資格証所持者（母子家庭の母及び父子家庭の父を除く。）に保険診療が行われた場合は、指定療養機関等に支払うことにより行うことができる。

3 第1項本文又は前項ただし書の規定による支払があったときは、受給者証所持者又は資格証所持者に対し、助成があったものとみなす。

附 則

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高齢者等の医療費の助成に関する条例の規定は、令和2年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対する受給者証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第50号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第1号イ中「9,003ヘクタール」を「9,339ヘクタール」に改め、同号ウ中「444,200人」を「462,100人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市水洗便所改造資金融資条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第51号

金沢市水洗便所改造資金融資条例の一部を改正する条例

金沢市水洗便所改造資金融資条例（昭和43年条例第35号）の一部を次のように改正する。
第5条第2号中「年5パーセント」を「年3パーセント」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2号の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る延滞利息について適用し、同日前の期間に係る延滞利息については、なお従前の例による。

令和2年(2020年)6月23日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)6月23日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	